

## 戦後日本の福祉レジームの分析 —「共同体化」の制度論— (1)

今里 佳奈子

### A Study of the Welfare Regime in Post-WW II Japan: Focusing on Institutionalism as 'kyodotaika' (1)

Kanako Imasato

**要約：**現在わが国においては、グローバリゼーションや少子高齢化の中で、これまで人々の生活を保障してきた従前の福祉レジームが十分に対応できずにおり、その再編が課題となっている。本稿は、わが国の福祉レジーム再編の方向性について考察するために、従前の「日本型福祉レジーム」の特徴をまずは明らかにしてみようというものである。わが国においては、「カイシャ」や「家族」という「見えない社会保障」の存在が「小さな社会保障」を可能にしたとされてきた。本稿は、このようなわが国福祉レジームの特徴が、「家族による自足の原理」を「共同体化」という手法によって補完的に緩和するところにあったということを明らかにし、その「日本的形態」を具体的に詳述するものである。このうち本号では、先行研究を概観するとともに、福祉国家の歴史を改めてたどることにより、わが国福祉レジームを分析する上で、「家族による自足の原理の緩和」という視点が重要であることを明らかにし、その程度と手法を分析する枠組みを示した。この分析枠組みは、①近代社会（我々の社会）において現実に自助の単位とされてきた「家族」に焦点を当て、②「家族」の生活維持に不可欠な「生計費獲得」と「ケア」の両面からその生活保障について分析する枠組を示した点、③「家族による自足の原理」の緩和という概念によって、緩和の主体が政府に限られないことを示し、企業やNPO等による「自足の原理」の緩和も同様に分析できる枠組みを示した点、④「代替的緩和」「補完的緩和」という視点を示すことにより、「社会保障政策」や「雇用政策」といった政策分野の垣根を越えて、政策や施策の性格付けを行えるような枠組を示した点、⑤「個人化」と「共同体化」の区別により、「家族」を単位に分析を出発させながら、ジェンダー意識的な分析を可能にする枠組を示した点、⑥「共同体化」という、わが国のレジームに特に特徴的な傾向を分析できる枠組を示した点などにおいて、有益な分析枠組みになっているのではないかと考える。

**キーワード：**福祉レジーム、福祉国家

### はじめに

近年、西欧先進資本主義諸国においては、グローバリゼーションや「家族」の変容など社会経済の大きな変化を受け、福祉国家の再編が進行中である。わが国も例外ではなく、グローバリゼーションや少子高齢化の中で、これまで人々の生活を保障し、社会の安定に寄与してきた従前の福祉レジームが十分

に対応できずにおり、その再編が課題となっている。このようなことから、政府においても「社会保障・税一体改革」がすすめられているが、長期的なビジョンを明確に示すには至っていない。

ところでこのような課題と正面から向き合うためには、従前の福祉レジームの内容を明らかにし、そのどこがどのように変容を迫られているのかを明らかにすることが不可欠となる。わが国においては、

特に、1990年代以降、権力資源アプローチや福祉国家レジーム分析により、比較福祉国家研究の分野で「日本型」福祉レジームの特徴やその要因を明らかにする研究が大きく進展した。本稿は、このような先行研究をふまえ、わが国の福祉レジーム再編の方向性について考察するために、従前の「日本型福祉レジーム」の特徴をまずは明らかにしてみようというものである。わが国においては、「カイシャ」や「家族」という「見えない社会保障」の存在が「小さな社会保障」を可能にしたとされてきた<sup>1)</sup>。本稿においては、このようなわが国福祉レジームの特徴が、「家族による自足の原理」を「共同体化」という手法によって補完的に緩和するところにあったということを明らかにし、その「日本的形態」を具体的に詳述する。

## 1. 分析枠組み

### (1) 「福祉レジーム論」の展開とわが国の福祉レジーム

#### 「福祉レジーム」論をめぐる議論

周知のように、エスピン＝アンデルセンの『福祉資本主義の三つの世界』<sup>2)</sup>は、福祉国家研究にとって一つのエポック・メイキングとなった研究である。「脱商品化」と「階層化」という二つの指標によって自由主義、保守主義（コーポラティスト）、社会民主主義という三タイプの福祉国家レジームを提示したエスピン＝アンデルセンのこの著書は、経済成長とともに各国が収斂していくという世界観に代えて原理を異にする複数の福祉国家タイプが併存するというタイポロジーの世界をあざやかに描き出すとともに、脱工業化とグローバル化のもとでの諸福祉国家の適応力を分析するためのものとなってお

り、以後の福祉国家分析に多大な影響を与えた<sup>3)</sup>。

エスピン＝アンデルセンの所論は注目を集めただけに様々な批判も加えられたが、主要な批判は、エスピン＝アンデルセン自身が『ポスト工業経済の社会的基礎』<sup>4)</sup>において整理しているように、二つの流れにまとめられる。すなわち、三つの類型に当てはまらない第四の類型があるのではないかという批判と、ジェンダーの視点が欠けているという批判である。

第四の類型があるのではないかという論者からの提起は様々な観点から行われたが、本稿との関係では、「賃金稼得者の福祉国家」を提示したキャッスルズらの研究<sup>5)</sup>が重要である。オーストラリアやニュージーランドでは、残余的な社会保障が特徴となっているが、実際には強力な労働運動を背景に高い所得水準を実現してきた。雇用の確保や適正な賃金、賃金格差が少ないことなどが社会保障による所得保障や再分配の必要性を減じるとする視点、つまり、労働市場を通じた生活保障が社会保障に代替する視点を示した点は、雇用・労働市場が強く福祉国家を規定するわが国の福祉レジーム分析に重要な示唆を与えた<sup>6)</sup>。

一方、第二の批判は主にフェミニストにより加えられたものであり、一言で言えば分析にはジェンダーの視点が欠けており、類型化に当たっては、もっとジェンダーの視点が反映されなければならないというものであった<sup>7)</sup>。エスピン＝アンデルセン自身は、福祉国家レジーム論においては国家・市場・家族の関係が重要だとし、各類型の特徴を示す際にはジェンダーや家族を強調したが、実際のカテゴリの指標にはそれを組み込んでいなく、分析は国家と市場の関係に偏っている<sup>8)</sup>。また、「脱商品化」や「階層化」といった指標は、福祉国家の政策がジェンダーによって異なる効果をもつという点を十分に

1) 広井 (2006) 53頁

2) Esping-Andersen (1990).

3) 埋橋 (1997) 164頁, 宮本 (2003) 11頁

4) Esping-Andersen (1999).

5) Castles (1985), Castles and Mitchell (1993), Castles (1996).

6) 参照, 埋橋 (1997) 162頁, 宮本 (1997) 19頁, 田端 (2003).

7) Lewis (1992), O'Conner (1993), Orloff (1993), Sainsbury (1994), Sainsbury (1996), O'Conner et al. (1999), Sainsbury (1999). 参照, 居神 (2003), 横山 (2003) 10-14頁, 辻 (2012) 16頁

8) 大沢 (2007) 43頁, Orloff (1993). Sainsbury (1996) chap. 2.

考慮していないし、ケアのようなアンペイド・ワークをほとんど無視している。このように主張し、フェミニスト研究者達は、エスピン-アンデルセンの類型に代わる新たな類型を提案した<sup>9)</sup>。

エスピン-アンデルセン自身は、これらを踏まえ、『ポスト工業経済の社会的基礎』ではジェンダーの差異の認識が足りず、家族の分析が未熟だったと認め、新たに「脱家族化」という指標を示した<sup>10)</sup>。「脱家族化」は、「家族主義」と対になる概念である。「家庭こそが家族の福祉の責任を第一に負わなければならないと公共政策が想定するようなシステム」である「家族主義」に対して、「脱家族化」は、「福祉や介護に関する家族の責任を、福祉国家または市場の働きを通じて、どの程度まで緩和できるか」に関するものである。『福祉資本主義の三つの世界』では所得維持のプログラムに重心を置きすぎたと考えたエスピン-アンデルセンは<sup>11)</sup>、このような形で、家族及びケアの問題を福祉レジーム論の中に位置づけたのである。

第二にこれと関連して、『ポスト工業経済の社会的基礎』は、福祉国家レジームではなく「福祉レジーム」という視点を明確にした。同書においては従来の福祉国家レジームではなく、福祉レジームという言葉が使われているが、それは、福祉レジームとは国家、市場、家族が構成するレジームであり、福祉供給における三者の比重のあり方が、レジームの制度構造を決める、という考え方を明確に打ち出したためであった<sup>12)</sup>。前述のようにもともとエスピン-アンデルセンは、福祉国家レジームを国家、市場、家族が組み合わされた独自の仕組みと考えており、民間福祉と公的福祉とのウェルフェア・ミック

スは、『福祉資本主義の三つの世界』の類型論を支える原則的な分析基軸であった<sup>13)</sup>。しかし、エスピン-アンデルセン自身が認めるように、分析の中心は、所得維持のプログラムであり、また、家族にはほとんど注意が払われていなかった。『ポスト工業経済の社会的基礎』においては、エスピン-アンデルセンは、「福祉レジームは、国家と市場と家族の内的因果関係に立つ三極構造という観点から、より体系的に理解されなければならない」として、家庭経済に一章をさいている<sup>14)</sup>。これらのフェミニスト研究者とエスピン-アンデルセンらのやりとりや家族をめぐる議論の深まりは、とりわけ「家族主義」的様相の濃厚なわが国福祉レジーム論にとって大きな示唆を与えるものであった。

### わが国の福祉レジームをめぐる議論

わが国においてもエスピン-アンデルセンの福祉国家レジーム論を受けて、日本をそのどこに位置づけるのか、どのような特徴を見いだすことができるのかを検討された。その結果は、まずは、「日本は典型的なレジーム・タイプではなく、「コーポラティスとリベラルの両方のタイプの一種の混合タイプ」であり、さらに、「見方によっては、ソーシャルデモクラティックタイプのもう一つの属性も兼ね備えている」というものだった<sup>15)</sup>。エスピン-アンデルセンも『福祉資本主義の三つの世界』の日本語版の序文において同様の認識を示している。

しかし、この「混合タイプ」という分類はわが国のほとんどの研究者にとって「すわりの悪」いものだった<sup>16)</sup>。福祉国家という制度よりも「会社」と「家族」に依拠した「企業社会」であったため、わ

9) Sainsbury (1996) は、これらの新たな類型には二つのタイプのものがあると整理し、それぞれの長短について論じた上でどちらの視点も重要だとしている。このうち一つは、エスピン-アンデルセンら主流の福祉国家研究の枠組みに、ジェンダーの視点を組み込んだ Orloff (1993) などの類型であり、もう一つは Lewis (1992), Sainsbury (1994) などそれとは全く異なる枠組みを提案するものである。参照, Sainsbury (1996), 横山 (2002)

10) Esping-Andersen (1999) 訳第4章

11) Esping-Andersen (1999) 訳115頁

12) 宮本 (2003) 14頁

13) Esping-Andersen (1990) 訳28頁, Esping-Andersen (1999) 訳116頁

14) Esping-Andersen (1999) 訳65, 73頁

15) 埋橋 (1997) 159-161頁

16) 埋橋 (1997), 宮本 (1997, 2003), 大沢 (2007) など

が国においては、雇用・労働市場のあり方が社会保障政策を強く規定し<sup>17)</sup>、かつ、その間には補完関係ではなく代替の関係という独特な結びつきが見られる<sup>18)</sup>。また、「福祉レジームとは市場や家族が政府を代替することを前提とした考え方であるはずなのに「保守主義的な代替構造である家族主義と自由主義的な代替構造である企業福祉が補強し合いながら強固に併存している」という欧米福祉国家には見られない状況が存在する<sup>19)</sup>。これらを分析し、その論理を明らかにした上で国際比較の類型の中に落とし込まない限り、わが国の位置づけについての「すわりの悪さ」は解消されない。このようなことから、わが国の福祉国家研究においては雇用・労働市場のような「狭義の福祉国家とは呼べない制度領域に決定的な重みがあるケースをどう扱うのか」が問われたし<sup>20)</sup>、そのような日本のケースを視野に入れた国際比較の軸はどのように設定されるべきか<sup>21)</sup>という問題提起が行われたのである<sup>22)</sup>。

このような関心から、「日本型」の福祉レジームを明確に位置づける新たな類型が模索されてきた。このようなものとして、エスピン＝アンデルセンの枠組みに「家族主義」を組み込み第四の類型を提示した新川の研究がある<sup>23)</sup>。新川は、エスピン＝アンデルセンの「社会的階層化」指標を再検討することを通じて、「脱商品化」と「社会的階層化」の二つ

の軸によって、エスピン＝アンデルセンの三類型（自由主義、社会民主主義、保守主義）<sup>24)</sup>に加えて、「脱商品化」が低く「社会的階層化」が高い第四の類型を導き、これを「家族主義類型」とした。それが「家族主義」と名付けられたのは「保守主義以上に伝統社会の遺制を色濃く持ち、かつ恩顧主義的な福祉提供が見られる」とともに、この類型がシエロフ<sup>25)</sup>の分類の中で、家族福祉政策が立ち後れ、労働市場の女性への友好度が低いと位置づけられた国をほぼカバーしているためである<sup>26)</sup>。

これに対し、武川は、「階層化」を「脱商品化」の下位類型とした上で、「脱商品化」（資本制）に加えて「脱家父長制」という指標を用いることで、福祉国家を四つの類型に分類した<sup>27)</sup>。ここで「家父長制」は、「資本制」の下で相互に前提し合っている賃労働と家事労働との関係を規制するメカニズムであり<sup>28)</sup>、「脱家父長制」は、福祉国家の社会政策が「家父長制」的な「近代家族」の再生産と親和的でなくなっていく過程のことである<sup>29)</sup>。武川が「脱商品化」に加えて「脱家父長制」を重要な指標とするのは、福祉国家という場において、「資本制」に関する国家政策と「家父長制」に関する国家政策が、最も際立った形で交錯するからである。福祉国家は、一方で労働力の商品化を促進するだけでなくそれを一部解除し（「脱商品化」）、また、「家父

17) 宮本によれば、日本では、大企業の長期的慣行や、政策的に培養された権説労働市場や零細な流通業の労働市場が、家族福祉と連動することで、福祉レジームにおける公的福祉の拡大を抑制することになっており、雇用レジームが福祉レジームを強く方向付けている。宮本（2003）15頁

18) 埋橋（1997）161頁以下、宮本（1997）21頁以下、宮本（2003）、大沢（2007）46頁、伊藤（2010）16頁以下

19) 宮本（2003）17頁

20) 宮本（2003）12頁

21) 埋橋（1997）148頁

22) これらの点については、エスピン＝アンデルセン（Esping-andersen1990）が、福祉レジームが雇用（レジーム）を規定する面については論じているもののその逆については十分に論じていない点（宮本2003）、補完関係については論じているが代替関係については論じなかった点（埋橋1997）、労働市場規制は独立的に論じられ、福祉レジームとの関連が必ずしも明らかではない点（三浦2003）などが指摘されている。

23) 新川（2005）第2篇第1章

24) 新川によれば、「自由主義」は「脱商品化」が低く「社会的階層化」も低いタイプ、「社会民主主義」は「脱商品化」が高く「社会的階層化」が低いタイプ、「保守主義」は「脱商品化」が高く「社会的階層化」も高いタイプである

25) Siaroff（1994）。

26) 新川（2005）274頁

27) 武川（1999）145-160頁。参照、武川（2007）序章

28) 武川（1999）によれば、その下では家事労働に対して賃労働が優位する中で、女性が家事労働に、男性が賃労働に割り当てられる結果、男性が女性に対して優位に立った社会関係が形成される（148頁）

29) 武川（1999）148頁

長制」を強化するだけでなく「家父長制」を弱める働きもする（「脱家父長制化」）。この二つの指標を用いた類型では、わが国は、「脱商品化」と「脱家父長制化」の傾向がともに弱い福祉国家と位置づけられ、アイルランドなどと同じグループに分類される<sup>30)</sup>。

一方、大沢<sup>31)</sup>は、生活が持続的に保障され社会参加の機会が確保されるためのシステムを「生活保障システム」<sup>32)</sup>と呼び、ジェンダーの視点により、「男性稼ぎ主型」生活保障システム、「両立支援型」生活保障システム、「市場志向型」生活保障システムの三類型を導き出した。この類型は基本的には、エスピナー・アンデルセンの保守主義、社会民主主義、自由主義という類型に対応するが、エスピナー・アンデルセンのレジーム論が労働市場規制との関連を明確せず、またサード・セクターを視野に入れていないのに対し、大沢の分析は、ジェンダーの視点を入れることにより、サード・セクター、雇用・労働市場も視野に入れる類型化を可能とするものとされる。大沢によれば、日本の生活保障システムは、ジェンダーの視点を入れることにより、複数類型の折衷でなく、「男性稼ぎ主型」生活保障システムの典型に位置づけることができる<sup>33)</sup>。

同じく「生活保障」という言葉を使いながら、福祉レジームと雇用レジームの関係を詳細に論じてきたのが宮本である<sup>34)</sup>。宮本は、雇用政策と社会政策の関係を重視したミシュラ、完全雇用へのコミットと福祉へのコミットメントを軸に分類を行ったピアソン、生産レジーム論を展開したソスキスなどから示唆を得ながら<sup>35)</sup>、わが国に特徴的な、雇用・労働市場と福祉国家との関係を論じてきた。宮本によれば、福祉レジームと雇用レジーム<sup>36)</sup>を二つの柱と

する「生活保障」は、わが国においては、雇用レジームにおける雇用保障が、福祉レジームの機能の一部を代替するという形で実現されてきた。具体的には、民間大企業における日本的雇用慣行や公共事業、中小企業保護など、個別企業や職域ごとの男性稼ぎ主の雇用保障と家族主義が、福祉レジームの機能の一部を代替し、小さな福祉レジームと連携してきたと論じたのである。

以上のように、わが国においては、エスピナー・アンデルセンの「西欧モデル」では「折衷型」としか位置づけられ得なかったその独特の形、つまり、家族と雇用・労働市場、福祉国家の間の独特の関係を、雇用レジームや「家父長制」といった分析枠組みを通して解きほぐす研究が進展・深化していったといえよう。本稿もこれらの先行研究の成果を踏まえ、わが国福祉レジームの特徴をより明確にする分析枠組みを提示する。

## (2) 歴史から見る福祉国家

もともと福祉国家は、資本主義の進展に伴い家族や共同体による生活保障が弱体化する中で、それを補完・代替するものとして登場したものである。そこで本節においては改めてその歴史をたどり、わが国福祉レジームをよりクリアに分析するために「家族による自足の原理」という視点が有効であることを明らかにする。

### 「近代家族」の登場

出発点となるのは、最も基礎的な共同体である家族である。家族は、様々な定義をなされる用語であるが、ここではさしあたり、「婚姻にもとづく血縁によって構成される、夫婦、子どもなどを中心とす

30) 武川 (1999) 157頁

31) 大沢 (2007) 第2章

32) 「生活保障システム」には、政府による社会政策に加え、家族や企業、コミュニティ、非営利共同などの制度・慣行も含まれる。また、社会政策は、社会保険や公的扶助からなる社会保障とともに、税制、保育や教育、保健・介護といった社会サービスを含み、さらに雇用政策や労働市場の規制を視野に入れるものである (大沢2007, 7頁)

33) 大沢 (2007) 54頁

34) 参照、宮本 (1997)、宮本 (1999)、宮本 (2003)、宮本 (2008)、宮本 (2009) など

35) 参照、Mishra (1984)、Pierson (1991)、Sokice (1999)。

36) ここでの福祉レジームは、社会保障や福祉の制度の体系をさし、雇用レジームは、労使関係と雇用保障制度、労働市場政策、経済政策や産業政策などが、雇用の維持・拡大をめぐるつくりだす連携関係を示すものであり、各国で人々の雇用の実現とその継続を可能にした制度の体系である (宮本2008)

る親族の集団<sup>37)</sup>と定義して先に進む。家族の範囲は時代、社会、人々によって変化するもので、それぞれの時代に対応して、様々な形の家族が形作られてきた<sup>38)</sup>。

まず「近代」以前の状況に目を向けてみると、西欧では、12世紀には、自給自足的な地縁的農村共同体～村～が農業の経営主体となるような本格的な農業社会が形成された。これらの共同体は独立的で強固な相互扶助機構を備えていて、家族はその下に置かれており、地縁性が血縁性を支配下に置いているところにその特徴があった。人々は農民であるまゝにまず第一に村人だったのである<sup>39)</sup>。一方、家族内の関係については、男性家長が一家を統制し、家族構成員がその支配・指揮の下に置かれるという「伝統的家父長制」の原理が支配していた<sup>40)</sup>。

このような共同体は、14、15世紀以降、人と物の流動化と商品経済の展開の中で徐々に解体していき、16、17世紀頃にはイギリスに、小商品生産を基盤とする「経済的生産の単位」としての「家族」が登場する。資本主義のはじまりとともに、ブルジョアジーは、封建的束縛や規制から「私有財産」<sup>41)</sup>を守るために、市場経済のなかに「独立した経済単位としての家族」という新しい概念を持ち出したのである。この時代、家族は、経済的に独立し、商品を生産する単位であった<sup>42)</sup>。

同時にこの家族は精神的な結びつきを強く持った共同体でもあった<sup>43)</sup>。木村によれば、近世から近代に至るこの時代は、革命と戦争に明け暮れたきわめ

て荒々しい、野蛮な時代であり、「人間相互の信頼関係を支える農村を単位とした封建社会の有機的なまとまりもなければ、国家の有機的なまとまりも存在し」ない中で、個人が緊張の世界にただ一人放り出される心情が、家族共同体のまとまりを強くした。とりわけその傾向はブルジョアジーに強く見られ、「家族は、地縁共同体が流動化するなかで、近代市民にとってそれが故にこそ解体してはならぬ最後の心の砦、拠り所とされたのであった」<sup>44)</sup>。

資本主義が発展するにつれて、この「独立自足の生産単位」としての「家族」も次第に変化していく。当初、自身の労働力と土地や道具の両方を含んでいた「私有財産」は、資本と労働力に分裂し、17～18世紀の家内工業においては、家族はその一体性は保っていたものの、「経済的独立」はもはや保持していなかった<sup>45)</sup>。

次いで、工場制の進展とともに、家族はその経済的生産機能を失っていく。19世紀までには家族の生産機能の多くが消滅し、その代わりにブルジョアジーは、別の家族理念—産業社会から守られた飛び地とも言うべき家族の理念—を公式化した<sup>46)</sup>。

こうして、「保護と教育の対象として誕生した子どもを中心として、親子・夫婦が情緒的絆で結ばれた、親密で私的で家内的な家族」<sup>47)</sup>と定義される「近代家族」が登場する。「近代家族」は、まず、イギリスのブルジョアジー（中産階級）において実現された。彼らは19世紀初頭頃までには職住の分離を行い、庭付きの住居を空気のきれいな郊外に建設

37) 川村（2008）2頁

38) 木本（1995）88頁

39) 参照、木村（1985）第3章

40) 木本（1995）121頁以下

41) ここでは「私有財産」は自分自身の労働力（すなわち「身にそなわった財産」と、自分が用いる土地ないし道具の両方の意味でとらえられていた（Zaretsky, 1976訳46頁）。

42) Zaretsky（1976）訳34頁、39頁。ザレツキによれば、17世紀のイギリスの有産家族の世帯は、子供や親族ばかりでなく、奉公人や徒弟、職人まで含む複雑な経済的事業体であった（40頁）。

43) Zaretsky（1976）訳43-44頁 参照、Aries（1960）訳第一部、第三部

44) 木村（1985）164-165頁

45) Zaretsky（1976）訳47頁

46) Zaretsky（1976）35-50頁 生産機能の喪失という点では、ブルジョアジーの家族も、労働者家族も同様で、ブルジョアジー家族に残されたのは資本家の財産の管理、プロレタリア家族に残されたのは、労働力の再生産のみとなった（35頁）。

47) 井上他（2002）178頁

し、同時に女性は家業から切り離され、主婦になった<sup>48)</sup>。次いで、19世紀末から20世紀には、このような家族像が労働者階級にも受容され広がり、理念としても実態としても定着していった<sup>49)</sup>。

このようにして成立した「近代家族」においては、主に男性世帯主が賃労働により獲得してきた生計費によって家族の生存・生活・再生産（以下、「再生産」という）に必要な商品やサービスを市場から調達するとともに、「商品」以外の家族の「再生産」に必要な財やサービスを、女性が生産・供給する（家事労働）。このように、家族成員の生活は賃労働（から得られる生計費）と家事労働によって支えられることになる。

ところで、賃労働と家事労働は実体的に区別されるわけではない。家事労働とは、経済的・社会的・道徳的な理由等により商品化されなかった労働であり、「家事」の具体的内容は、時代、社会、文化等によって変化する<sup>50)</sup>。また、個々の家族の事情や状況によっても異なる<sup>51)</sup>。家事労働は、大きく炊事や洗濯などの日常的家事労働と、子どもや高齢者などの弱者を世話するケア労働に分けることができる

が<sup>52)</sup>、産業化に伴って衣食住の維持や管理の多くが商品化されたことにより<sup>53)</sup>、商品化が最も困難なケア労働が家事労働の重要かつ大きな部分として家庭に残されることになる。

こうして「近代家族」の生活は、賃労働と家事労働という二種類の労働により、主に「生計費獲得」（による市場からの商品の調達）と「ケア」が十分に行われることによって維持されることになっていくのである<sup>54)</sup>。

### 資本主義と家族～「家族による自足の原理」

ところで資本主義にとって不可欠となるのが労働力の商品化とその再生産であるが、その「再生産」は基本的には家族の範囲内において行われることが前提とされていた。「近代家族」を律するのは、経済的領域における「自助原則」、精神的領域における「愛情原則」であり<sup>55)</sup>、「近代家族」は、「個別家族の範囲内で生活と生命の再生産をとりおこない、社会に向かっては、生活保障機能を自立自助原則のもとで果たす」ものとされていたのである<sup>56)</sup>。

当初はブルジョアジー家族のものであった「近代

48) 木本（1995）24頁。なお、上野（1994）によれば、19世紀のブルジョアジーの家族においては、「主婦」は多数の家事使用人のおかげで家事労働を免れ、自分の子供にかかり切ることのできる母親だった。その後、「近代家族」モデルが労働者家族に広がっていくなかで、「主婦の大衆化」が起こる。そこでは、主婦は、かつては家事使用人がやっていた労働を自ら行うことになる（168頁）。

49) 木本（1995）24、77頁以下 山田（1994）165頁以下

50) 武川（1999）147頁

51) 山田（1994）143以下 山田によれば、家事労働として行われるのか、市場から商品として調達されるのかは、3つの要素（機能的、感情的、規範的要素）の組み合わせによって決まる。

52) 上野（1986）は、家事労働を、①他人に委ねることができない自分自身の再生産（食べることや排泄することなど）、②他人に委ねることができる自分自身の再生産（自分のための炊事や洗濯）、③一人では生きていくことのできない他人の再生産（子供の生産）に分類し、家事労働の内実は、他人に委ねることのできない再生産労働（①と③）であると位置づける。その上で、他人に委ねることができない自分自身の再生産労働は、最終的に自分で行うことができるので、家事労働の中核に③がくるとした（22頁以下）。

山田（1994）はこれを受け、家事労働を③の「弱者の世話」と①②の「日常的家事」に分けている。「弱者の世話」は、子どもや老人の世話といった純粋に他人の再生産として行われるものに相当し、日常的家事は、食事の支度や洗濯、買い物などの、自分の再生産をも含んだ他人の再生産である（149-150頁）。本稿の「ケア」は、山田の「弱者の世話」に相応する。

53) 副田（2000）によれば、家事労働の商品化は、クリーニングや調理品のようにサービスやモノを商品として家族外で生産される場合と、家事労働に必要な器具を家庭電化製品に対する商品化がある。両者は相互に関連しつつ市場を拡大している（20頁）。

54) もちろん、家事労働の中には「ケア」以外にも実際の家事労働の上位のレベルにある「日常的家事の管理」のように重要かつアウトソーシングはかなり難しいものもある（参照、山田1994）が、ここでは主要なものとして「ケア」を中心に話をすすめる。

55) 庄司（1986）133-134頁

56) 木本（1995）101頁

家族」モデルは、国家による誘導やブルジョアジーによる推奨もあり、労働者階級にも理想的な家族モデルとして受け入れられていく<sup>57)</sup>。その過程で、すべての階級に「新しいイデオロギーとして」家族中心モデルが内面化され、私的な自足的制度としての「ノーマルな」家族像が埋め込まれていった<sup>58)</sup>。このようにして「近代家族」は「再生産」に必要なものについては、それを市場から調達するにせよ、家庭で生産するにせよ、基本的に家庭で自足することが規範化されていく<sup>59)</sup>。一方で、その裏返しとして、近代社会では家族以外の他人の生活には直接責任を持つ必要がないという規範が支配することになる<sup>60)</sup>。

このように家族の範囲内で家族の「再生産」に必要なものを自足することを求める原理を、ここでは「家族による自足の原理」と呼ぶことにしよう。「家族による自足の原理」の純粋な形態においては、企業も国家も個々の家族の生活に顧慮することはなく、労働者は純粋に労働力商品として扱われ、恐慌や不況による失業や貧困も労働者家族自身が負担すべき問題ということになる。また子どもの養育や老人の扶養なども全て家族の責任の下で行われる。

とはいえ、現実には、構成員も少なく、市場から必要なものの多くを購入しないと生活を維持できない一方で、低賃金や失業、高齢、傷病、多子など様々なリスクにさらされている「近代家族」は、脆弱で不安定な存在であり<sup>61)</sup>、「家族による自足の原

理」を徹底すれば、多くの家族において労働力の再生産自体が不可能になる。そしてそれ～労働力の商品化、再生産～が円滑に行われなくなることは、資本主義自体の再生産が困難になることを意味している。このようなことから、「家族による自足の原理」は様々な形で緩和されることになる。19世紀のはじめには、ドイツのクルップ社、フランスのシュネーデル社など、労働者の福祉事業に取り組む企業も登場<sup>62)</sup>し、工場法(1802)をはじめ労働者保護立法も相次いだ。1880年代には、ドイツで世界最初の社会保険制度も登場している。

19世紀から20世紀にかけては、「家族賃金」が社会通念になっていく点も重要である<sup>63)</sup>。工業化の初期段階では労働者家族においては労働能力を有する家族員が全員就労して家族の生存を支えるのが伝統であり、理論としても政策としても、男子労働者の最低賃金が妻の扶養費を含むという観念は18世紀を通じてなかった。しかし、19世紀を通じて次第に男性一人の賃金で家族を養うことが理想とされるようになり、労働組合運動も賃金交渉の重要な論点として家族賃金をあげるようになっていった<sup>64)</sup>。実際にはこれが実現できたのは熟練労働者など労働者家族の限られた階層ではあったが、1890年代までに熟練労働者の妻の就労はまれになった。

さて、家族賃金は、女性を工場労働から排除する過程で登場していったものであり、性別分業を固定化し、女性の経済的自立を不可能にし、女性を男性

57) 山田(1994)83頁以下 木本(1995)76頁以下

58) 木本(1995)78頁

59) 具体的には、それは、「誰かが稼いだお金で商品を購入して消費し、誰かが家事労働を行うことによって、家族員全員の生活の維持を図り、次世代の労働力である「子供」を産み、一人前の大人に育て上げ、日常生活のなかで労働力を回復させるである。

前述のように、家族成員の生存・生活・再生産は賃労働(から得られる生計費)と家事労働によって、「生計費獲得」(による商品調達)と「ケア」の機能が充足することにより可能になるものであり、そのような意味で、家族と市場は相互依存関係にある(参照、山田1994, 247頁; 武川2007, 25頁)。

60) 山田(1994)44-45頁

61) 参照、木本(1995)第5章第3節。山田(1994)58頁

62) 参照、橋木(2005)

63) 木本(1995)によれば、家族賃金は、生活給や家族を単位とする賃金形態そのものといった現実の賃金よりも広い概念であり、男性を家族の扶養者、女性と子どもを被扶養者と想定する特定の家族像-近代的性別分業構造-を前提とする社会意識の一形態である(62頁)。木本は、この家族賃金が、労働者が「近代家族」モデルを受容していくにあたり大きな役割を果たしたとする(第3章)。

64) 木本(1995)63-64頁。また、どのような論理で労働者階級に「近代家族モデル」が受け入れられていったかについては、参照、木本70頁以下。



稼ぎ主に経済的に従属させる効果をもった<sup>65)</sup>。しかし「家族の自足の原理」からみたらどのような意味をもつだろうか。労働者を純粋な商品とみれば、企業（労働市場）としては、労働者本人の生産性に応じた労賃を払えば良いわけであって、それが家族の生活を維持するに足りるものであるかどうかは関係ない。また成人＝男性が「自由な個人」としたならば、市場はただこの単身者の身体を再生産するに足るコストを労賃として支払えば足りたはずである。しかし実際には男性労働者が家族を支えるに足る賃金が、たとえ最低限度のものではあっても家族賃金としてとして支払われた。これは上野が指摘するように、市場原理からすればノイズにちがいない<sup>66)</sup>。マルクス主義フェミニストは、このように市場が、「近代家族」のメンテナンスのために払った費用を称して「ヴィクトリアン・コンプロマイズ」と呼んだ<sup>67)</sup>。

また、救貧施策も、救貧否定の救貧法とも呼ばれた新救貧法の世界から、社会権に裏付けられた普遍的な施策としての社会福祉政策へと変化していく。このようにして第二次世界大戦後には、社会保障を備え、積極的に雇用政策を行う福祉国家が登場する。

### 福祉国家と「近代家族」

ところでここで成立した福祉国家は、「近代家族」を前提とし、所得保障中心の社会保障を柱としていた点が重要である。たとえば、戦後福祉国家の内容や構想に大きな影響を与えたベヴァリッジ・プランは、よく知られているように、男性雇用者が主たる稼ぎ手となり、女性が家族のケアをする、後に「男性稼ぎ主家族モデル」(male breadwinner family

model) とよばれる家族モデルを前提とするものだった<sup>68)</sup>。そこでは社会保障は、主たる稼ぎ手である男性の失業・傷病・高齢退職・死亡などによって所得が失われ、男性雇用者とその家族の健康な最低生活を支えるだけの資力を欠くような状態に対して、所得の保障をすることであるとされていた。つまり、ベヴァリッジ・プランやその影響下で構想された福祉国家は、家族の「再生産」のために不可欠な「生計費獲得」と「ケア」のうち、男性が主に担っていた「生計費獲得」機能が充足されない場合に備えて、「家族による自足の原理」を部分的に緩和するものであったといえる。一方、女性が主に担っていた「ケア」については、家族内で自足されることが当然とされた<sup>69)</sup>。近代産業社会においては、「ケア労働」を商品化せず市場の外に隔離し、それに性別による配当をして主婦という存在を發明することによって固定するという選択が行われたためである<sup>70)</sup>。

### 福祉国家の変化

その後、1960～1970年代になると、スウェーデンやデンマークなど、北欧諸国を中心に女性の労働市場への参加が進むなかで<sup>71)</sup>、高齢者介護や保育などの公的サービスを拡充し、「ケア」に関して「家族の自足の原理」を緩和する国がでてきた。また、近年、日本をはじめ先進諸国では、少子化が進行する中で「ケア」に関する「自足の原理の緩和」は大きな課題となっている。「近代家族」がもはや少数派になり、家族の形が多様化する中で、家族の再生産機能はますます弱体化し、これまでのように「家族による自足」を求め続けられれば、多くの家族において労働力の再生産自体が不可能になるからである<sup>72)</sup>。

65) 木本 (1995) 66頁

66) 上野 (1990) 178頁

67) 上野 (1990) 180頁

68) 参照、深澤 (2003) 序章、大沢 (2007) 34頁など

69) 参照、武川 (2007) 26頁。Esping-Andersen (1999) も戦後の福祉国家は主として所得移転のシステムであって、家族の介護負担を肩代わりしたわけではないとする (訳90頁)。

70) 参照、上野 (1986) 32頁

71) 背景には高度成長期の労働力不足があった。スウェーデンの場合、深刻化しつつあった労働力不足の解決策として移民労働力の活用が考えられていたが、労働組合がこれに反対する中で、女性の労働市場参加がすすめられていった (Hobson 2003)。

72) 参照、Esping-Andersen (2009)

とはいうものの、エスピン＝アンデルセンも指摘するように、現実にはほとんどの福祉国家は依然として所得移転に偏っており、家族の福祉負担の事実上の軽減を目指しているのは一握りの国々だけである<sup>73)</sup>。

## 歴史からみる福祉国家

以上、簡単に歴史をたどってみたが、ここからは、福祉レジーム分析の前提となる、以下の点を確認することができる。

第一に、福祉国家においても基本的には生活の自助原則を前提に自立が求められているということであり、この点は最も「脱商品化」が進んでいるといわれる社会民主主義諸国においても同じである。

第二に自助原則が適用される単位が「家族」であるということである。産業化の過程では伝統的な共同体が解体され、「自由な個人」が析出されたはずであった。しかし、資本主義は「家族」を市場の外部に予定しており、市場に登場した個人は「自由なプレイヤー」ではなく、「家族の代理人」である「家長労働者」であった。析出されたのは、「個人」ではなく「自由な・孤立した家族」であり、市場と対峙したのは「個人」ではなく「家族」だったのである<sup>74)</sup>。

第三に、本稿では、家族の自立のために必要なものを家族に自足するよう求める原理を「家族による自足の原理」と呼ぶことにしたが、「家族による自足」は、大きく「生計費獲得」と「ケア」の二つの面で要請されるということである。

第四に、福祉国家においては、「家族による自足の原理」は、「生計費獲得」と「ケア」の機能のそれぞれについて緩和される。福祉国家の登場の当初は、「生計費獲得」に関する「家族による自足の原理」の緩和が行われた。後に、北欧諸国を中心に「ケア」についての「家族による自足の原理」の緩

和も行われるようになる。

第五に、「家族による自足の原理」を緩和するのは国家だけではない。企業や地域社会なども様々な形で、「自足の原理」を緩和する。先に、企業福祉や家族賃金について述べたが、これらは企業によって「家族による自足の原理」が緩和される一例である。

## (3) 福祉レジームと「家族による自足の原理」の緩和

### 福祉レジーム論の射程

そこで、上の点を踏まえた上で、改めて、国家、企業、家族の三面関係を中心に福祉レジームについて整理してみることにする。その際、分析の視角は以下の点に留意したものとなる。

まず第一に、レジームに着目するということである。一般に、「レジーム」は、中位レベルの体制を指すもので、複数の社会経済的勢力の連携を背景とした各国政治経済の持続的なあり方だとされる<sup>75)</sup>。従って、「レジーム」について語るということは、国家と経済の間に体系的に張りめぐらされている法的組織的な関係を示すことにある<sup>76)</sup>。本稿においても、個別の制度や政策ではなく、個別の制度や政策を通じて、また、国家・市場・家族などの持続的活動を通じて抽出することのできる、「福祉」をめぐる国家と経済社会の間の持続的体系的な関係を分析の対象とする。

第二に、ウェルフェア・ミックスの視点である。かつて、ローズ<sup>77)</sup>は、社会における福祉の全体量は、家族による福祉提供、民間市場で販売される福祉、国家により提供される福祉の総和であるとするウェルフェア・ミックスの概念を提示し、国際比較研究の分野で一種のパラダイム転換をひきおこした<sup>78)</sup>。ローズによれば、それぞれの社会組織は相互に補完し合っており、この3つの部門で提供される

73) Esping-Andersen (1999) 訳91頁

74) 上野 (1990) 180頁

75) 宮本 (2008) 13頁

76) エスピン＝アンデルセン (1990) 訳2頁

77) Rose (1986) 訳 第1章

78) 埋橋 (1997) 13頁

財とサービスの比率が社会におけるウェルフェア・ミックスを特徴づける。本稿においても、家族、国家、市場、企業、地域社会やNPOなど様々な組織が、どのような形で補完し合いながら福祉の全体量を構成しているのかという関係性に着目する。

第三に、「狭義の福祉レジーム」に視野を限定せず、「生活保障」の視点を重視するというのである。ここで「狭義の福祉レジーム」とは、社会保障政策を中心とする国家福祉と家族、地域社会、企業、市場、NPOなどによって生産・供給される様々な形の福祉の組み合わせを指すが、前述のように、これは、雇用・労働市場の状況や政策に大きく規定されるし、それ以外にも家族をめぐる法制度や政策、産業政策、地域政策などにも大きく規定される。逆に人々の生活の側からみると、「狭義の福祉レジーム」だけでなく、上記の様々な制度や政策が相互作用するなかで、一定の条件が満たされることにより、はじめて人々の生活は保障されるのである。本稿では、「狭義の福祉レジーム」にとどまらない、上記の様々な制度や政策と「狭義の福祉レジーム」の関係性のパターンを「福祉レジーム」論の視野に入れる。

第四に、「基本は家族」、という視点である。このことは二つのことを意味している。まず、第一に、ウェルフェア・ミックスとの関連で。しばしば、福祉レジームは、国家と市場と家族の間の「福祉」の分担関係であると言われる。また、ときに、日本のレジーム分析においては、「家族」と「企業」が「社会保障」を代替しているという言い方がされることもある。しかし、歴史をたどって見てきたように、基本的に「福祉」の機能を果たす第一の主体は「家族」であって、国家と市場と家族がその機能を均等に分担している訳ではない。あくまで、家族の自立を前提に、国家や市場がそのために必要な条件をどのように補完するのかということが問題になっているのである。

第二の意味は、分析の基礎となるのが「個人」ではなく「家族」だということである。現在の社会保障制度では受給資格は基本的には「個人」にある。また雇用関係の当事者になるのも「個人」である。にもかかわらず、前節で見たように、歴史的に「自

助」が要請されてきたのは「家族」であり、福祉国家における生活保障も「家族」が直面するリスクに対応するものであった。加えて、現在においても、いずれの福祉国家も「家族」を解体することは考えていない。「家族像」は時代によって変化しており、「近代家族」を基準に社会保障制度には無理が出てきているが、最小の共同体としての「家族」(世帯)が生活保障の単位として前提とされる状況は当面は変わらない。

### 「家族による自足の原理」の緩和

前述のように、福祉レジームは、「家族による自足の原理」を「生計費獲得」と「ケア」の両面で緩和するものであった。そこで、次に、「家族による自足の原理」を軸に、「緩和の程度」と「緩和の手法」の二つの面から福祉レジームを分析する枠組みを提示することにする。

#### ①「家族による自足の原理」の緩和の程度

まず、第一に、「家族による自足の原理」をどの程度緩和するかについて。前述のように「家族による自足」は、「生計費獲得」と「ケア」の両面に求められるので、「自足の原理」の緩和の程度もこの両面について見ることで明らかになる。ここで改めて、その意味を確認しておく、「家族による自足の原理」は、家族の「再生産」に必要なものを、家族の「自己責任」において自足することを求めるという原理である。従って「生計費獲得」についての「自足の原理」とは、家族に、家族の「再生産」に必要な生計費を家族自身の責任によって獲得することを求めるという原理であり、「ケア」についての「自足の原理」とは、家族の「再生産」に必要な「ケア」を家族の構成員自身の責任で調達することを求めるという原理である。これには家族の構成員自身がサービスを生産する場合と、市場からサービスを購入する場合の両方が含まれる。

#### 「代替的緩和」と「補完的緩和」

歴史的にも明らかなように、純粹な形で「家族による自足の原理」を徹底するレジームは考えにくく、いずれのレジームにおいてもなんらかの形で

「自足の原理」は緩和されている。従って、どの程度緩和されるのかというその程度が問題となるが、それを測る上では「補完的緩和」と「代替的緩和」を区別して試みるのが有益に思われる。

ここで、「補完」というのは、家族の自助を補強することにより「家族による自足」を可能にすることであり、一方、「代替」というのは、「自足」を求める範囲を縮小し、その部分についてはもはや自足は求めず、国等が肩代わりすることである。両者はどちらも「自足の原理」の緩和ではあるが、その持つ意味は異なる。

「補完」はあくまで自助によって「家族による自足」を求めるものであるため、一般的には「補完的緩和」が支配的なレジームは、「代替的緩和」が支配的なレジームより「自足」が強く求められるレジーム、つまり「自足の原理」の緩和が小さいレジームといえる。

実際には「補完」と「代替」の境界にはグレーゾーンが広がっていて、その区別は容易でないことが多い（後述）。また、一般的には、「補完」は「代替」よりも「自足」をより強く求めるものであるといえるが、強力に「補完」が行われれば、実質的には「自足の原理」が大きく緩和され「代替的」緩和と同じような効果を持つことになる。

しかしそれにもかかわらず、「補完的緩和」と「代替的緩和」を区別することは、個々の制度やプログラムの性格や、レジームの方向性を分析する上で重要である。

### 国による「家族による自足の原理」の緩和

具体的に、国により、「家族による自足の原理」の緩和が行われる例をみてみよう。

「生計費獲得」についての「補完」と「代替」を区別するメルクマールは、一言で言えば、「仕事をして食べていけるようにする」のか、「仕事をしなくても食べていけるようにする」のかということだ。「生計費獲得」については、福祉レジーム（社会保障）における所得保障の多くが「代替的緩和」

と位置づけられるが、代表例としては、公的扶助や障害年金、老齢年金をあげることができよう。これらはいずれも稼得に代えて生計費に見合う額の金銭を給付するものである。また普遍的な家族手当も生計費の一部を代替するという点で代替的緩和の例としてあげることができる。

一方、雇用を保障し、労働市場を規制する法制度や政策の多くは「補完的緩和」であるといえる。たとえば、最低賃金制度は、最低限度の生計費獲得を可能することによって、また、雇用創出や雇用保蔵のための諸制度・政策は、雇用を確保することによって、それぞれ生計費獲得を可能にする。これらはいずれも自助を補強し、これによって「生計費獲得」機能の自足を可能とするもので、「補完的緩和」と位置づけることができよう。わが国においては国によって行われる「補完的緩和」の多くは間接的なものであるが、食管制度や農家の戸別所得補償制度のように直接的な「補完的緩和」の例もある。

次に、「ケア」に関する「補完」と「代替」を区別するメルクマールは、一言で言えば、「家族（の自己責任）によるケアをすすめるもの」であるのか、それとも「家族以外の者によるケアをすすめるもの」であるのかということである<sup>79)</sup>。「代替的緩和」の例としては、公的高齢者介護サービスや公的保育サービスなどをあげることができる。一方、「補完的緩和」の例としては、「育児休業制度」をあげることができるだろう。「育児休業制度」は、育児期間中の家庭での保育を制度的に保障し、家族自身によるケアを容易にするからである。また家族がケアを行った場合に給付される「ケア手当」も家族ケアに対して経済的インセンティブを与えるもので「補完的」緩和に位置づけられる。

尤も、前述のように、「補完」と「代替」の境界にはしばしばどちらの意味も持ちうるようなグレーゾーンが存在する。また一つの制度が、「生計費獲得」と「ケア」で、異なる意味を持つこともある。さらに、時間的スパンをどうとるかで「補完的緩和」になったり「代替的緩和」になったりするこ

79) 「ケア」についての「代替的緩和」はエスピン＝アンデルセンの「脱家族化」に似ているが、「市場」でのサービス購入は、ケアに関する家族の自己責任を軽減するものではないので「代替的緩和」には含まれない。

もある。

たとえば、同じ公的扶助でも、普遍的な公的扶助とワークフェアの性格の強い公的扶助では意味合いが異なる。前者が「生計費獲得」に関する典型的な「代替的緩和」と位置づけられるのに対し、後者は補完的意味合いが強くなる。

また、「休業給付金付き育児休業」は、「ケア」に関しては家族自身によるケアにインセンティブを与える「補完的緩和」である一方、「生計費獲得」に関しては休業中の所得を保障するもので「代替的緩和」の意味を持つ。さらに、「育児休業」は、短期的には「生計費獲得」に関する「代替的緩和」（仕事をしなくても食べていける）といえるが、より長期的には、「仕事と家庭」を両立させて「仕事をし食べていく」状態を創り出そうというものであるから「補完的緩和」の意味を持つことになる。

前述の「ケア（育児）手当」もいろいろな意味を持ちうる制度である。手当が、家族の増員に伴う生計費の増加に対応して、扶養世帯主である雇用者に支払われる場合には、「生計費獲得」に関する「自足の原理」の「補完的緩和」と位置づけられる。一方、それが、育児を行っているケア担当者（多くは母親）に支払われる場合には、「ケア」に関する「自足の原理」の「補完的緩和」となる<sup>80)</sup>。

#### 企業による「家族の自足の原理」の緩和

「家族による自足の原理」を緩和するのは、国に限られない。歴史的には、前述のように企業による

「自足の原理」の緩和が先行した<sup>81)</sup>。企業も、国と同様、「生計費獲得」と「ケア」の両面で、「補完的緩和」と「代替的緩和」を行う。たとえば「生計費獲得」については、企業福祉（住宅補助や医療補助）、家族賃金、雇用保蔵（不況時にも直ちに解雇をしない）などが「仕事をして食べていけるようにする」ものであり、「補完的緩和」と位置づけることができる。

一方「ケア」に関しては、家族賃金や家族手当は「妻」の家庭でのケア労働を容易にするという意味で、「補完的緩和」の例としてあげることができる。一方、企業が提供する社内保育サービスは、「代替的緩和」の例である。

#### 地域やNPOなどによる「家族による自足の原理」の緩和

加えて、NPOや協同組合、地域における助け合いなども「家族による自足の原理」を緩和する大きな部門となる。近年においては、特に、個人・家族が直面する新しいリスク構造を背景に、非営利・協同セクターの重要性がますます高まっている状況があり、様々なアクターが、「生計費獲得」と「ケア」の両面で、「家族による自足の原理」を緩和する機能を果たしている<sup>82)</sup>。福祉レジームの特徴分析にあたっては、これらの動向も踏まえることが必要だ<sup>83)</sup>。

以上のように、「生計費獲得」と「ケア」の両面

80) 育児を行っているケア担当者（多くは母親）に支払われる手当は、「生計費獲得」の点からみれば、「代替的緩和」になるが、ここでは「原理」を異にする二つの緩和がある点が重要だ。「働いていた母親」が、一時的に仕事を辞めて育児に従事する場合に支払われる育児手当は休業による機会費用の補償という意味をもつものである。一方、全ての母親が、ケアを行っていることのみを条件に受給資格を得る場合には、「ケア労働」そのものに対して支払いが行われることを意味している。セインズベリはこれを、「ケアの原理」による支払いと呼んだ。「ケアの原理」により、「生計費獲得」についての「自足の原理」の緩和が行われるかどうかはジェンダーの視点からは重要な論点になる。またこのような意味で、シングル・マザーにどのような手当が行われるかは、ジェンダーの分析では重要な論点となる。参照、Sainsbury (1996) chap.4. Sainsbury (1999) Introduction. Borchoost (2008).

81) 企業による「家族による自足の原理」の緩和とは、企業が自社の労働者に対して行う「自足の原理」の緩和なので、企業が商品市場において提供しているサービスは含まない。

82) NPOや社会的協同組合によるサービス提供は「自足の原理」の緩和に含まれるが、企業からサービスを購入する場合には、それが介護や保育サービスであっても「自足の原理」の緩和には含まれないというのが本稿の立場である。「自足の原理」は、資本主義の市場原理と対をなすものであるが、NPOや社会的協同組合がサービスを提供する原理が「互酬」であり、市場主義的な「自足の原理」の緩和にあたる一方で、介護サービスの購入は自己責任による商品の調達そのものだからである。

83) 各国の比較については、参照、宮本 (2007) 37頁。

で「家族による自足の原理」の緩和の程度を見ることで、さしあたり、四つの類型を得ることができる。すなわち、①「生計費獲得」と「ケア」の両面で「家族による自足の原理」が強く求められるタイプ、②「生計費獲得」と「ケア」の両面で「家族による自足の原理」が大きく緩和されているタイプ、③「生計費獲得」については「自足の原理」が大きく緩和されているが「ケア」については「家族による自足の原理」が強く求められるタイプ、④「生計費獲得」については「自足の原理」が強く求められるが、「ケア」については「家族による自足の原理」を強くは求めないタイプである<sup>84)</sup>。これは各国の福祉レジームを比較してみる上では有益な類型なのではないかと思われる。

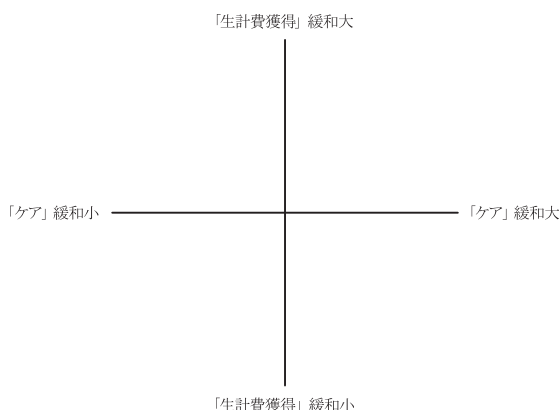


図1. 「自足の原理の緩和」を基準とした福祉レジームの類型

## ② 「家族による自足の原理」の緩和の手法

次に、「自足の原理」の緩和の手法について。この点については、「家族による自足の原理」の緩和が、「個人」を基準に行われるのか、「共同体としての家族」を基準に行われるのかという区別が、わが国レジームの特徴を捉える上では、有益であるように思われる。本稿では前者を「個人化」による「自足の原理」の緩和と呼び、後者を「共同体化」によ

る「自足の原理」の緩和と呼ぶことにする。「個人化」による緩和が支配的であるレジームでは、個人や家族は、「個人化」モデルに適した行動をとるようになる。一方、「共同体化」による緩和が支配的なレジームでは、個人や家族は、「共同体化」モデルに適した行動をとるようになる。

これまで見てきたように、もともと福祉国家は、「近代家族」を前提とし、「家族」を単位に「家族による自足の原理」を、当初は、「生計費獲得」に関し緩和するものであった。従って、伝統的な福祉国家による緩和の手法は、「共同体化」による「自足の原理」の緩和である。

一方、その後、女性の労働市場への進出を背景に、北欧を中心にこれとは異なる形の社会政策や雇用賃金政策がとられるようになる。これに着目し、1990年代には、福祉国家が前提としてきたモデルを「男性稼ぎ主家族モデル」(male breadwinner family model)と位置づけ、北欧諸国などのモデルをこれと異なるものとして類型化する研究が相次いだ。たとえばルイス<sup>85)</sup>は、いずれの福祉レジームもなんらかの形では「男性稼ぎ主モデル」的ではあるが、イギリスやアイルランドが強力な「男性稼ぎ主モデル国家」であるのに対して、フランスは「修正された男性稼ぎ主モデル国家」、スウェーデンは、「弱い男性稼ぎ主モデル国家」であると分析した。

ところで、本稿が直接示唆を受けているのは、セインズベリの2つの家族モデル～「男性稼ぎ主モデル」と「個人モデル」～を対置した研究である<sup>86)</sup>。セインズベリは、社会政策や税制における受給資格等の点から「男性稼ぎ主モデル」と「個人モデル」を対置した。セインズベリによれば、厳格な労働分業に基づく「男性稼ぎ主モデル」(male breadwinner model)では、世帯主である夫が妻子を養う義務を負う一方で、妻は家庭で夫や子供のケアをする義務を負う。このような労働分業に対応し、社会保障の給付単位は家族となり、最低賃金も家族賃金を基本

84) これまでの先行研究をふまえると、それぞれの類型の典型的な例としては、①アメリカ、②北欧諸国、③ドイツやオランダなどを挙げることができるだろう。また、④に該当する典型例は見当たらないが、EU戦略となっている Adult Worker Model がこれに該当するのではないかと思われる。

85) Lewis (1992).

86) Sainsbury (1994). Sainsbury (1996).

に設定される。社会保障における受給資格は稼ぎ主の地位に基づいており、従って妻は、自分自身の受給権を持たず、被扶養者として給付を受けることにとどまる。社会保険料や租税の賦課も家族（世帯）単位で行われ、妻子を扶養している場合には扶養世帯主には税の減免がある。男性は、このような労働分業の反映として、賃金政策や労働市場政策において優先的に扱われる。

一方、これに対して、「個人モデル」の場合は、夫婦（カップル）のそれぞれが個別に自分の「再生産」に責任をもつ一方で、子どもの扶養については共同で責任をもつ。これに対応して、社会保障の受給権や租税・保険料の納付義務は個人単位に発生する。また、男女がともに「稼ぎ手」であることを反映し、ケアの多くが公的セクターによって行われる。

以上の説明からわかるように、セインズベリの「男性稼ぎ主モデル」は、「共同体化」タイプであり、「個人モデル」は、「個人化」タイプである。

セインズベリは、1999年の論文<sup>87)</sup>では、新たに「ジェンダー役割レジーム」を付け加え、「個人モデル」を「稼働者・ケア提供者モデル」と言い換えている。「ジェンダー役割レジーム」は、両性の差異を強調する一方で、「女性の役割」に対応して社会保障の受給資格などを付与する。つまり、ケア提供者（女性）は、「ケアの原理」に基づいて、「ケア手当」や「年金の受給資格」を得るのである。このモデルが「共同体化」なのか「個人化」という点については、給付額が生活を維持するのに十分な程度の額であるのであれば、その制度は「個人化」的の制度と位置づけられようし、その額がわずかで付加的なものであるとすれば「共同体化」的の制度と位置づけられよう。

### 本分析枠組みの意義

以上、近代社会に埋め込まれている「家族による

自足の原理」を軸に、それがどのように緩和されるのかによってレジームの特徴を明らかにする分析枠組を示した。この分析枠組は、一見、当たり前のように見えるが、①近代社会（我々の社会）において現実に自助の単位とされてきた「家族」に焦点を当て、②「家族」の生活維持に不可欠な「生計費獲得」と「ケア」の両面からその生活保障について分析する枠組を示した点<sup>88)</sup>、③「家族による自足の原理」の緩和という概念によって、緩和の主体が政府に限られないことを示し、企業やNPO等による「自足の原理」の緩和も同様に分析できる枠組を示した点、④「代替的緩和」「補完的緩和」という視点を示すことにより、「社会保障政策」や「雇用政策」といった政策分野の垣根を越えて、政策や施策の性格付けを行えるような枠組を示した点、⑤「個人化」と「共同体化」の区別により、「家族」を単位に分析を出発させながら、ジェンダー意識的な分析を可能にする枠組を示した点、⑥「共同体化」という、わが国のレジームに特に特徴的な傾向を分析できる枠組を示した点などにおいて、有益な分析枠組みになっているのではないかと考える。

実は、わが国の場合は、「共同化」か「個人化」かという指標が「家族モデル」にとどまらないところに特徴を持つが、そのことも含め、次章以下では具体的にわが国福祉レジームの様相を見ていくこととする。

### 参考文献

- Aries, Philippe (1960), *L'Enfant et la Vie Familiale sous l'ancien Regime*. Seuil. (杉山光信, 杉山恵美子訳『<子供>の誕生』みすず書房, 1980年。
- Borchorst, A. (2008) "Woman-Friendly Policy Paradoxes? Childcare Policies and Gender Equality Visions in Scandinavia." in Melby, K. et al. *Gender Equality and Welfare Politics in Scandinavia: The Limits of Political Ambition?* The Policy Press.

87) Sainsbury (1999).

88) 殆どの研究は、「脱商品化」の指標に見られるように、労働市場にいる「個人」を単位に、国家と市場の関係から所得保障の問題を中心に分析を行うもので、「介護」や「子育て」の問題を分析するとき部分的に「家族」が登場することとどまる。「個人」の生活が、「家族」を単位に、「お金」と「ケア」の両面によって支えられているという現実から出発する、福祉レジーム分析の枠組が必要ではないかと考え、このような分析枠組を提示した。

- Castles, Francis G. (1985) *The Working Class and Welfare*, Allen & Unwin. (岩本敏夫・埋橋孝文・北明美・玉井金五・服部良子訳『オーストラリア・ニュージーランド 福祉国家論』啓文社)
- Castles, Francis G. (1996) "Protection in Australia and New Zealand in Esping-Andersen", Gosta ed. *Welfare States in Transition*, Sage. (キャッスルズ「ニードにもとづく社会保護の戦略～オーストラリアとニュージーランド」埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家：グローバル経済化の適応戦略』)
- Castles, Francis G. and Mitchell, D. (1992), "Identifying Welfare state Regimes: The Links Between Politics, Instruments and outcomes", in *Governance*, Vol.5, No.1.
- Castles, Francis G. and Mitchell, D. (1993), "Worlds of Welfare and Families of Nations", in Castles ed. *Families of Nations*, Dartmouth.
- Esping-Andersen, Gosta (1990), *The Three Worlds of welfare Capitalism*, Princeton University Press. (岡沢憲夫・宮本太郎監訳 (2001)『福祉資本主義の三つの世界：比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房)
- Esping-andersen, Gosta (1999) *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford university press. (渡辺雅男・渡辺景子 (2000)『ポスト工業経済の社会的基礎：市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店)
- 深澤和子 (2003)『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』東信堂
- 広井良典 (2006)『持続可能な福祉社会』筑摩書房
- Hobson, B. (2003) "Recognition in Universal and Gender Distinctive Frames", in B.Hobson (ed.) *Recognition Struggles and Social Movements: Contested Identities, Agency and Power*. Cambridge University Press
- 居神浩 (2003)「福祉国家動態論への展開～ジェンダーの視点から」埋橋孝文編著『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房
- 井上輝子他編 (2002)『女性学事典』岩波書店
- 伊藤修平 (2010)『雇用崩壊と社会保障』平凡社
- 川村匡由 (2008)『家族福祉論』ミネルヴァ書房
- 木本喜美子 (1995)『家族・ジェンダー・企業社会』ミネルヴァ書房
- 木村尚三郎 (1985)『家族の時代』新潮社
- Lewis, J. (1992) "Gender and the development of welfare regimes", *Journal of European Social Policy*, Vol.2, No.3: 159-173 (Sweden as a weak breadwinner model)
- Mishra, R. (1984) *The welfare State in Crisis: Social Thought and Social Change*, Harvester Press.
- 宮本太郎 (1997)「比較福祉国家の理論と現実」岡沢憲夫、宮本太郎『比較福祉国家論－揺らぎとオルタナティブ』法律文化社
- 宮本太郎 (1999)「福祉国家の世紀と政治学～新しい福祉政治へ」日本政治学会編『年報政治学1999 20世紀の政治学』岩波書店
- 宮本太郎 (2003)「比較福祉国家論の展開」埋橋孝文編著『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房
- 宮本太郎 (2007)「福祉国家転換とソーシャル・ガバナンス：所得保障から参加保障へ」西川潤編著『連帯経済：グローバリゼーションへの対案』明石書店
- 宮本太郎 (2008)『福祉政治～日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣
- 宮本太郎 (2009)『生活保障～排除しない社会』岩波書店
- 三浦まり (2003)「労働市場規制と福祉国家：国際比較と日本の位置づけ」埋橋孝文編著『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房
- O'Connor (1993) "Gender, class and citizenship in the comparative analysis of welfare state regimes: theoretical and methodological issues." *British Journal of Sociology*, Vol.44, No.3.
- O'Connor, Orloff and Shaver (1999) *States, Markets Families: Gender, Liberalism and Social Policy in Australia, Canada, Great Britain and the United States*. Cambridge University Press.
- 大沢真理 (2007)『現代日本の生活保障システム』岩波書店
- Orloff, A.S. (1993) "Gender and the Social Rights of Citizenship: The Comparative Analysis of Gender Relations and Welfare States." *American Sociological Review*, Vol.58: 303-328.
- Pierson, C. (1991) *Beyond the Welfare State?: The New Political Economy of Welfare*, Polity Press. (田中浩・神谷直樹 (1996)『曲がり角にきた福祉国家』未来社)
- Rose, R. and Shiratori, Rei. ed. (1986) *Welfare State, East and West*, Oxford University Press. (木島賢・川口洋子訳 (1990) ローズ, リチャード (1990)「混合福祉への



- 国家の貢献」ローズ, 白鳥令編『世界の福祉国家－課題と将来』新評論)
- Sainsbury, D. (1994) "Women's and Men's Social Rights: Gendering Dimensions of welfare states", in Sainsbury ed. *Gendering Welfare States.*, Sage.
- Sainsbury, D. (1996), *Gender, Equality, and Welfare States.* Cambridge University Press.
- Sainsbury, D. (1999), "Gender and Social-Democratic Welfare States." in Sainsbury, D. ed. *Gender and Welfare State Regimes.* Oxford University Press.
- 新川敏光 (2005)『日本型福祉レジームの発展と変容』ミネルヴァ書房
- 庄司洋子 (1986)「家族と社会福祉」ジュリスト『増刊総合特集 転換期の福祉問題』41号
- Siaroff, A. (1994) "Work, Welfare and Gender Equality: A New Typology." in Sainsbury ed. *Gendering Welfare States.*, Sage.
- 副田義也 (2000)「現代家族論の基本的視角」副田義也編『現代家族と家族政策』ミネルヴァ書房
- Soskice, D. (1999) "Divergent Production Regimes: Coordinated and Uncordinated Market Economies in the 1980s and 1990." in Kitschelt, H. et al. ed. *Continuity and Change in Contemporary Capitalism.* Cambridge University Press.
- 田端博邦 (2003)『「福祉国家」と労使関係の理論：歴史と比較の視点から』埋橋孝文編著『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房
- 橋本俊詔 (2005)『企業福祉の終焉』中公新書
- 武川正吾 (1999)『社会政策のなかの現代：福祉国家と福祉社会』東京大学出版会
- 武川正吾 (2007)『連帯と承認：グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会
- 竹中恵美子 (2002)「家事労働論の現段階：日本における争点とその特質」久場嬉子編『経済学とジェンダー』明石書店
- 富永健一 (2001)『社会変動の中の福祉国家』中公新書
- 辻由希 (2012)『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房
- 上野千鶴子 (1985)『資本制と家事労働：マルクス主義フェミニズムの問題構制』海鳴社
- 上野千鶴子 (1990)『家父長制と資本制』岩波書店
- 上野千鶴子 (1994)『近代家族の成立と終焉』岩波書店
- 埋橋孝文 (1997)『現代福祉国家の国際比較』日本評論社
- 山田昌弘 (1994)『近代家族のゆくえ』新曜社
- 横山文野 (2002)『戦後日本の女性政策』勁草書房
- Zaretsky, E. (1976) *Capitalism: The Family and Personal Life.* (グループ7221訳 (1980)『資本主義・家族・個人生活』亜紀書房)

受稿：2012年6月8日

受理：2012年6月21日

